

サニヤック著

「フランス革命における民事立法」(2)

フランス近代法研究会

第二節

平等と自由とに立脚するフランス革命は、人の間のこれらのあらゆる差別を廃棄した。人間のある種の階層に関わる若干の例外を除けば。これこそが一七八九年の国民の願望であった。

一 女性は男性の専制支配の犠牲者であった。女性に対するさまざまな偏見が存在していた。啓蒙思想家たちはその不当性を明らかにした。コンドルセは、一七八七年には、「両性の間には、教育の結果以外のいかなる差異も存在しない」と書いている。女性の手になる若干のバンフレットは、男性の特権の廃止を要求している。⁽¹⁾ニヴェルネ地方のようなフランスのいくつかの地方では、第三身分は、今後、姉妹とその子

どもたちを相続から除外しないよう要求している。⁽²⁾これは「自然法によって排斥されている特権」であった。その結果、女性にはさまざまな権利が回復された。私生活において、女性は他人のために義務を負うことができ、身分証書作成に際して申立人となることができるだけでなく、証人になることができるようになった。⁽³⁾家族の中では、女性は男性と同等の権利を有するようになった。相続から除外されることもなく、強制的な相続放棄もなくなった。一七九三年、四年の民法草案編纂者たちは、この点について何も述べていないが、おそらく、女性が後見人となって権利を行使することと、家族会の構成員になる権利が与えられることになるであろう。しかし、女性は、政治的権利を有しなかった。

二 (一) 在留外国人死亡時財産没収権は、原則的には相変わらず残っており、一七八九年に至ると、知識階級の人々、とくにパリ周辺のそれらの人々がこれを攻撃した。ヴェルサイユの第三身分は、この権利は、「世界のあらゆる民族について廃止されるべき」旨を要求した。憲法制定議会は、一七九〇年八月六日に、これを廃止した。議会は、外国人に対し、相続によりその財産を移転する権利を与えた。⁽⁵⁾ 議会は、他の諸国が同様のことを行うかどうかなどを、度外視した。相互性など要求しなかったのである。議会は、諸国民の平等という夢想につきうごかされていた。

(二) 社会的身分が作りだすすべての差別は、一七八九年八月四日の夜に原則的には消滅した。(社会的差別の基礎となる)土地制度 (régime foncier) は、たんに、仮のものであったと宣言された。三身分は、廃止された。不平等の二大原因は取り除かれて、すべての社会的不平等は、少しずつ解体された。旧土地制度の廃止のお蔭で、人々は、土地と同様に彼らの自由を回復した。もはや、マンモルトに服する者も、農奴も存在しなくなった。身分の廃止の結果、貴族のための民事上の特権も、もはや存在しなくなった。相続権は、フラン

ス人のすべての市民にとって同一のものとなった。

修道者は、市民生活に立ち戻った。彼らは、厳格な修道誓願から解放され、修道院を去り、婚姻をすることができるようになった。憲法制定議会の下では認められなかったが、国民公会の下で、修道士の両親からの相続、一七八九年七月一日日に遡って開始する相続でさえもすることができ、最後に、他のすべての市民と同様に遺言をすることができるようになった。⁽⁶⁾ 司祭はすべて、婚姻をすることができるようになった。(なぜならば)、独身を強制されることは、自然および自由に反し、いかなる市民も自然権を奪われてはならないからである。⁽⁷⁾

最後に、共同地 (biens communaux)^① の享受もしくは分配する特権は、もはや存在しなくなった。コミュニンのすべての住民は、共同地については共同して権利を行使するに至った。⁽⁸⁾

(三) ほかならぬカトリックが生み出した市民間の不平等は、容易なことでは廃止できなかった。まず、さまざまな抵抗と偏見とを打ち破らなければならなかった。

一七八九年当時、フランス国民は、カトリックにすっかり

と縛り付けられていた。全国三部会に向けたあらゆる陳情書は、聖職者、貴族の陳情書と同じく、第三身分の陳情書も、普遍的で(カトリックの本来の意味)、教皇庁のもので、ローマの宗教が、変わることなく唯一の支配的宗教であるように要求している。しかし、皆が皆、この原理から同一の結論を引き出したわけではなかった。一方に、この原理を極端なものにまで押し進め、非カトリック教徒に対して、公然と礼拝を行うことや、さらには私法上の身分までも否認する者がいた。すべての聖職者がこうであったし、第三身分も時折そうであった。旧スペイン領ということもあって、フランシユルコンテ地方においては、狭量なカトリック教徒は、三身分を動かして、国王に、一七八七年の王示の登録要求を、ブザンソンの高等法院に対して行わないよう嘆願した。⁽¹¹⁾

他方では、唯一の支配的宗教という君主制のカトリック的な考え方から解放されているわけではないが、一七八七年の王示を拡張し、プロテスタントに私法上の身分をまず回復し、次いで、礼拝を行うこと、市民としてのすべての権利、彼らの財産の返還⁽¹²⁾、カトリック教徒との婚姻資格を認めようとする者もいた。⁽¹³⁾ これらの者は、その掲げている一般原則にもか

かわらず、礼拝の自由を熱望し、私法上の不平等および政治上の不平等の原因を宗教にもはや求めなかった。

バイヨンヌとポルドーの町で静かに暮らし、一七八九年の選挙人集会の選挙人にさえなっているユダヤ教徒は別として、アルザスとロレーヌのユダヤ教徒に対しては、憎しみと不寛容が一般的であった。その憎しみは、宗教のみから生じたものではなく、異人種に対する古くからある偏見から生じていた。とりわけそれは、大銀行家や大商人を輩出させていることから、この民族は強欲であり高利貸にたけている、とするものであった。ユダヤ教徒の高利貸は、「農村地帯にとって最も恐るべき禍の一つである」⁽¹³⁾とされた。これこそが、ロレーヌとアルザスの三身分の人びとの叫びであった。

「ユダヤ教徒は、人民の惨めさ、活気に満ちた精神の喪失、かつてはあれ程誉めそやされたゲルマン魂で名高い階層の道徳的墮落、の主要にして唯一の原因である」⁽¹⁴⁾とコルマルの聖職者は述べている。これはどの害を及ぼすユダヤ教徒の暴利に対しては、王権は十分なことをなしておらず、一七八四年の王示は不十分である、と主張された。「いまや、断固とした、決然たる手段をとるときである」⁽¹⁵⁾。このためには、二つの

手段が必要であつた。まず、ユダヤ教徒がアルザスのキリスト教徒に対してもっている債権を、二〇ドゥニエの元金のみに限定することを命ずることであつた。⁽¹⁶⁾ 次いで、ユダヤ教徒による金貨業の独占を打破するためには、教会法学の古臭い理論⁽¹⁷⁾から解放されて、修道会 (Corps ecclésiastiques) に百

分の三の利率での貸付けを承認することであつた。このようにして、ユダヤ教徒は、高利貸、すなわち生活の手段を奪われることになつた。さらに、かつてないほどに、「ユダヤ教徒の恐るべき繁殖力を根本的に止め」なければならぬといふことになつた。そのためには、ユダヤ教徒が不動産を取得することを妨げ、ティオンヴィル⁽¹⁸⁾のようなあるいくつかの都市へのユダヤ教徒の居住権を容認しないようにし、できる限りユダヤ教徒の婚姻を妨害し、かつ各ユダヤ教徒家庭⁽¹⁹⁾の長兄にだけ婚姻することを承認するにとどめなければならなかつた。各団体は、誰もがユダヤ教徒をその居住地から追放し、全王国および植民地⁽²⁰⁾に分散させることを望んだ。

このようにして、世論は、至る所で、プロテスタント、また特に、ユダヤ教徒が市民社会および政治社会 (société civile et politique) に入り込むことに対して好意的ではなかつた。

しかし、国民の選良 (élite) は、同じようには考へてはいなかつた。国民の選良は、抵抗の中心であるカトリックの聖職者の影響を打ち砕くことによつて、プロテスタントおよびユダヤ教徒を抑圧している古い拘束から、彼らを解放することになるであらう。

当時、プロテスタントは、国王が彼らに与えた私法上の身分すらも享受できなかった。一七八九年一月二四日、憲法制定議會は、非カトリック教徒が行政およびすべての文官および武官の職に就くことを、許可すると定めた。⁽²¹⁾ しかしながら、ジュルル師が、憲法制定議會にカトリック教は永遠に国教であるべき旨のデクレを公布するよう求め、続いて憲法制定議會が、一七九〇年四月一三日に、(カトリックの礼拝のみが公費支出の第一位に位置付けられる⁽²²⁾) 旨のデクレを公布したとき、プロテスタントは、強い不安を感じた。彼らは、過去に後戻りすることを恐れ、彼ら自身の礼拝を公けに行うとともに、憲法制定議會が、彼らにすでに認めた公職に、実際に就かせるように、と要求した。⁽²³⁾

憲法制定議會は、引き続きプロテスタントに対し、恩恵を与え続けた。七月一〇日、議會は、一六八五年⁽²⁴⁾以来没収され、

いまなお徴税請負人の手中にあるすべての財産を彼らに返還した。けれども、それらの財産のあるものは、すでに譲渡されてしまっていた。しかしながら、買い主で、かつ、三〇年間継続して占有した者は、その権利をおびやかされることはなかった⁽²⁴⁾。一六八五年以降没収された全財産の一覽表は、各郡 (district)⁽²⁵⁾ の裁判所において作成され、その当時逃亡したプロテスタントの子孫は、没収された財産について、一七九二年九月二〇日から三年の間に返還請求できるものとした⁽²⁵⁾。これらデクレのすべては、プロテスタントだけに關するものであった。したがって、ユダヤ教徒は不満を表明した。

憲法制定議會の中には、ユダヤ教徒が頼りにしている傑出した擁護者が存在した。ミラボーは、一七八七年と一七八八年に、モーゼス・メンデルスゾーンへの讚辭と小冊子「ユダヤ教徒の政治的改良について」⁽²⁶⁾を著している。グレゴワールは、ロレーヌ地方のアンベルメルニルの司祭であるが、メッセで「ユダヤ教徒の肉体的精神的政治的再生に關する試論」⁽²⁷⁾を著したばかりであった。一七八九年八月以降、パリ、アルザス、ロレーヌ地方のユダヤ教徒たちは、國民議會に請願書を書き送った⁽²⁸⁾。ユダヤ教徒は、國民議會に対して、自分たち

の境遇に關して、次の事項をはっきりと宣告するよう求めた。すなわち、ユダヤ教徒が支払っている恣意的な租税を撤廃すること、彼らの自由を傷つけているあらゆる制限を撤廃すること、ユダヤ教徒にフランス市民としての資格を与えること、ユダヤ教の礼拝を自由に執行させること、ユダヤ教徒共同体およびその総代 (syndics)⁽²⁹⁾ をユダヤ教徒の自治に委ねること、である。

しかしながら、シェンドゴ⁽³⁰⁾の住民は、一七八九年八月に、ユダヤ教徒の家々を破壊した。ユダヤ教徒は、着のみ着のままの姿で逃げ、その大半は、パーゼルに亡命することを余儀なくされた。シェンドゴの住民は、農民が貴族の館を打ち壊したように、債權証書を破棄するために、裁判所書記課 (procureur)⁽²⁹⁾に囑集した。憲法制定議會は、「九月二八日、ユダヤ教徒は、法律の保護のもとにある旨を、アルザスの裁判所書記 (Officers publics)⁽³⁰⁾ に対して、書き送るよう議長に委託した」⁽³⁰⁾。しかし、事態は容易に平穩に戻らなかった。そのため、憲法制定議會は、六ヵ月後の一七九〇年四月一六日に、再びアルザスのユダヤ教徒を法律の保護の下におき、ユダヤ教徒の安全と所有權とを侵害することをすべての人に禁止せ

ざるをえなかった。⁽³¹⁾

一七八九年一二月に、ブリュネロドゥラテックが、非カトリック教徒にも、あらゆる公職につくことが承認されなければならぬ旨を提案したとき、クレルモンソトネル、⁽³²⁾ ロベスピエール、デュポール兄弟は、そのデクレが、普遍的なものであり、かつユダヤ教徒をも対象とするものである旨を表明した。⁽³³⁾

「国法は、個人の宗教に打撃を与えることはできない。宗教は、純然たる社会に関する法律 (co. sociale) に影響を及ぼすことはできない」。⁽³⁴⁾ フランス国土のすべての住民は、彼らが信仰する宗教が何であろうと、同じ私法上のおよび公法上の権利を有しなければならない。

しかし、聖職者の演説者、すなわち、モリー師、ラ・ファールおよびベルのような第三身分の演説者は、フランスの中で、一種の民族を形づくっている人々に、市民の資格を付与することを拒絶した。しかし、国民議会は、一二月二四日、非カトリック教徒が公務に就き得るとのデクレを定めた。「しかし、これは、「国民議会が明言することを留保しているユダヤ教徒の身分に関して明確にするものではない」とした。そ

れは、(ユダヤ教徒にとって) 引延しを計ったものであった。ポルドー、バイヨンおよびソしてアヴィニヨンのユダヤ教徒は、不安に陥った。なぜなら、このデクレは、個別の公開状によって、ユダヤ教徒がこれまでに保有してきた権利を、彼らから取り上げるようにおもわれたからである。そこで、国民議会は、一七九〇年一月二八日、「フランスにおいて、ポルトガル系、スペイン系およびアヴィニヨン系のユダヤ教徒という名称で知られているすべてのユダヤ教徒は、彼らが現在まで享有している権利を引き続き享有することができる旨、その結果、彼らは、国民議会のデクレによって要求される条件を充たす場合には、能動市民 (citoyens actifs) としての権利を享有することができる旨」⁽³⁵⁾ を定めるデクレを発した。そこで、パリおよびフランス東部のユダヤ教徒たちは、陳情 (requete) および請願 (petition) などにより憲法制定議會に圧力をかけ続けた。自分たちに好意的な表決を議會にさせるために、彼らは、パリの六〇の地区 (district) に、⁽³⁶⁾ ついでパリ自治市会 (Assemblée de commune de Paris) にも、働きかけた。自治市会は、五三地区からの好意的な意見に基づいて、一七九〇年二月二四日付で、憲法制定議會宛に文書

(adese)を作成した。なにゆえに、フランス南部のユダヤ教徒とアルザス・ロレーヌ地方のユダヤ教徒とを差別するのであろうか。すべての者は法的に平等でなければならない。宗教上の意見の相違は、もはや個人の間には差異を設けるものであつてはならない。それゆえ、すべてのユダヤ教徒は、公民でなければならない。そのことは、単にユダヤ教徒のためであるばかりでなくフランス自身のためでもある⁽³⁷⁾。

議会は、引き続き、ユダヤ教徒の社会的地位(Condition)の問題に専念していた。同年七月二〇日、議会は、彼らに課せられている住民税、保護税、寛容税、その他類似の賦課租を廃止した。ついに、一七九一年九月二七日に、議会は、フランスに約束していた憲法を制定した後、ユダヤ教徒のそれまでの社会的地位の放棄の象徴である「公民宣誓を行うユダヤ教徒に関しては、既存のデクレの中に定められていた弁済の延期、留保、および例外をすべて無効」にした⁽³⁸⁾。ユダヤ教徒は、もはや別の民族を形づくるわけではなく、「すべてのフランス人に共通な法(Droit commun)の適用を受ける」こととなった。憲法制定議会は、寛大で、平等愛に燃えて、国民のさまざまな人びとのこうした融合を、実現することができ

た。国民のために、議会は、八月四日以来、立法作業を行ってきたのだった。

しかしながら、役者たちを苦しめている法律上の不平等を撤廃し、この種の人々が苦しめられている偏見と闘うという課題が残されていた。一七八九年、パリで起草された最初の段階⁽³⁹⁾の陳情書は、役者の職業を衰退させている、この種の偏見に対して憤激を表明しており、役者に私法上の身分を与えるよう要求していた⁽⁴⁰⁾。革命家たちは、人間の意思が習俗と感情を変えられることができると考えて、この偏見を打ち破ろうとした。パリ自治市会は、一七九〇年一月、パレロワイヤル劇場の役者であるドリポリニ⁽⁴¹⁾を称賛し、自治市会のメンバーとなるよう懇請した。ついで、法律が宗教からきりはなされたおかげで、役者たちは他のあらゆるフランス市民と同様に、私法上の身分を享受することができるようになった。もはや、司祭が役者に婚姻契約を結ぶ能力を拒否することもありえなくなった。

フランス革命は、偏見と錯誤に基づいた不平等——それまで人間を引き裂いてきた——を廃絶した。フランス革命こそ、すべてのフランス人の団結を確かなものとしたので

ある。

米なお、翻訳にあたっては、前号掲載のもののほか、野田良之「フランス法概論」上巻(有斐閣、一九六〇年)、J・ゴデシヨ(瓜生洋一他訳)「フランス革命年代記」(日本評論社、一九八九年)、G・ルフェーヴル(高橋幸八郎他訳)「一七八九年—フランス革命序論」(岩波書店、一九七九年)、柴田三千雄「バリのフランス革命」(東京大学出版会、一九九八年)、F・オリヴィエ・マルタン(橋 浩訳)「フランス法制史概説」(創文社、一九八六年)、桑原武夫編「フランス革命の研究」(岩波書店、一九五九年)をも併せて参照した。

また、訳文中()を付したものは、訳者が適宜補ったものである。

原注 (1) Charles-Louis Chassin, *Les Elections et les cahiers de Paris 1789*, documents recueilles, mis en ordre et annotés par Ch.-L. Chassin (Paris, 1888-1889, 4 vols), II, 596-597.

(2) Archives parlementaires de 1787 à 1860 (以下 A. P. と略す)

tome V, p. 641, art. 94.

(3) 一七九二年九月二〇日のデクレ、第三篇第一条。

(4) ウェルサイユの第三身分の陳情書、第四七条「あらゆる外国人は、三年の王国内居住を条件として、あらゆる市民の権利を享受する」A. P., tom V, p. 182. クリンシラীগランヌ自治体の陳情書、第一九条。 *ibid.*, tome IV, p. 447. モンシヤロン小教区の陳情書。第三二条, *ibid.*, tome IV, p. 728.

(5) Duvergier, *Collection complète des lois, décrets de 1788 à 1824*, Paris, 1825-28, 24 Vol. I, p. 318.

(6) 修道士および修道女は、一七九〇年二月二〇日「相統として無能力であると宣言された。」——8 octobre 1790, tit. II, art. 21.

Décrets 5 brumaire an II, art. 4, 17 nivose, an II, art. 3-5.

(7) Cf. plus loin, chap. III.

(8) Décret 10 juin 1793, sect. I, art. 1.

(9) 一七八八年の聖職者の建言書「Bibliothèque nationale(国立図書館。以下「Bibl. nat. と略す) Ld 5/601「ああ、陛下。新しい立法のもたらす寛大さが、陛下の御意思に背くような全般的な宗教信仰主義に道を開くようなことになれば、それは教会にとって限りない災いの源となり、教会の信者にとっては、誘惑の源となりましょう。」ロヌアール、シクレンマットの聖職者の建言書(A. P., t. III, p. 5)「プロテスタントたちが「法の法律が命じている寛容の精神を」司法官職に「こうとう」熟望の武器にすることなどすべきな「よう」な一七八七年の王示の解釈をおこなうよう要求している。」

ニヴェルネ、ドンジオワの聖職者の建言書、第一条 (Labot, p. 321)。

(10) オセールの第三身分の陳情書、*ibid.*, II, p. 108, art. 1. トロワの第三身分の陳情書、*ibid.*, VI, p. 81, art. 38-39.

(11) ナサンソンの第三身分の陳情書、*ibid.*, II, p. 338. ナサンソンの聖職者の陳情書、*ibid.*, p. 333, art. 1)

(12) モンタルシの第三身分の陳情書、*ibid.*, IV, p. 30. — キンブレンの陳情書、*ibid.*, p. 55. — ネラッタの陳情書、*ibid.*, p. 234. — ヴィーの陳情書、*ibid.*, II, p. 324 など。ハリ市壁外に「つては、Chassin, *op. cit.*, IV, p. 443, および同じ立場で置かれたハリ周辺地域からの多くの陳情書をもとに作成された第IV巻の一覽表参照。

(13) ナンシーの貴族身分の陳情書 A, P., IV, p. 83.

(14) コルマール、シモンヌタットの聖職者の陳情書、*ibid.*, III, p. 5.

(15) コルマール、シモンヌタットの合同ディストラクトの貴族の陳情書、*ibid.*, III, p. 8.

(16) ストラスブール市会の陳情書、第一六条。アグノー、ヴィサンブールの第三身分の陳情書、第四〇条、*ibid.*, III, p. 418.

(17) アグノの第三身分の陳情書、第五六条、*ibid.*, III, p. 419. コルマールの聖職者の陳情書、第一四〇条、*ibid.*, III, p. 5. コルマールの貴族の陳情書、第一五条、*ibid.*, III, p. 8. 同上第三身分の陳情書、第三六条、*ibid.*, III, p. 11.

(18) ティオンヴィルの第三身分の陳情書、第二八条、*ibid.*, III, p. 778.

(19) コルマールの聖職者の陳情書、第一五条。アグノの第三身分の陳情書第三九条。

(20) ティオンヴィルの商人、小間物商および食料品商の団体。第四四項「彼等(ユダヤ人)が王国内および植民地に分散させられること、およびとくに、彼等がフランス領のルクセンブルク等(Luxembourg français ...) の「つての村」町および都市から追放せられること」を指す。

(21) Duvergier, I, *op. cit.*, p. 105.

(22) *ibid.*, I, p. 171. および一七九〇年四月二二日の憲法制定議会の議事録参照。

(23) ラトサモーザン男爵の意見書。彼は「アグノーおよびウィッサンブールのバイイ裁判所管区の代表者である。これは、アルザス諸都市のプロテスタント共同体の意見書を支持して憲法制定議會に提出されたものである(一七九〇年五月二二日)」。Archives nationales (国立文書館。以下「Arch. nat.」と略す)。ADX VII, 48.

(24) Duvergier, *op. cit.*, I, p. 279 — *Barriere, Rapport, 9 decem-bre 1790*. Arch. nat., ADXVII, 48.

(25) 一七九二年九月二〇日のデクレン、および一七九三年七月一七日のデクレン

(26) *Bibl. nat.*, Ld 184/23. Ld 184/24.

(27) *ibid.*, Ld 184/25.

(28) ニュヤヤ人に関するすべての資料は「*Bibl. nat.*, série Ld 184-17 Arch. nat., AD XVII, 49 に収蔵されてゐる。

- (29) 一七九〇年二月二十七日に、憲法友の会の総会で朗読された報告。
p. 9. Arch. nat. ADXvii, 49.
- (30) Duvergier, *Op. cit.*, I, p. 51. *Moniteur*, I, p. 526. A. P., tome IX, p. 201.
- (31) Duvergier, I, p. 172.
- (32) 一七八九年二月二日 *Moniteur*, II, p. 439.
- (33) *Moniteur*, II, p. 455 以下。
- (34) A. P., X, p. 755, col. 1.
- (35) 「ユダヤ教徒に關しては全く言及していない、非カトリック教徒に關するデクレを受けてのホルドーのユダヤ教徒の警告」(Alarques des Juifs de Bordeaux à la suit du décret sur les non, catholiques qui ne préjuge rien à l'égard des juifs), 1790. Arch. nat. ADXvii, 49.
- (36) Duvergier, *op. cit.*, I, p. 113.
- (37) Arch. nat. ADXviii, 161 に含まれる一連の文書参照。
- (38) Duvergier, *op. cit.*, I, p. 297.
- (39) *Ibid.*, III, p. 428.
- (40) Chassin, *op. cit.*, III, p. 221 et 222 : p. 486, 410.
- (41) パリ自治市会におけるユダヤの一九〇〇年一月二八日の演説への追加を参照のこと。 Arch. nat. AD X VIII c, t. 161.

訳注① 野田・前掲書五七九―五八〇頁参照。

② 一七八七年、国王は、プロテスタントの私法上の身分を回復する王

示を発した。ただし、プロテスタントが公然と礼拝することはできなかった。P. Sagnac「フランス革命における民事立法」(1)大東法学第二号一〇四―一〇五頁参照。

③ プロテスタントの子どもはすべて非嫡出子とされ相続権を奪われていた。そのため、プロテスタントが死亡すると財産は国王に没収された。同書、一〇五頁上段参照。

④ それら、一七八四年七月一日の公開状のこと。これによって、ユダヤ教徒の土地売買の無効を宣言し、ユダヤ教徒の農民に対する債権を制限することとした。同書、一〇六頁参照。

⑤ ローマ教会は、一七九九年の第三回ラテラノ公会議以来、その教理に基づいて利息の取立を批判し、ついに一三二一年のウィーン公会議において、利息を許す一切の俗法の無効を宣言するに至った。教会法学者が、これと同一歩調をとったのは、いまでもない。打村鉦三「中世教会法的、徴利論考」(久我我房、一九二七年)二二〇頁以下。

⑥ 現在は、モーゼルの郡庁所在地。モーゼルの製鉄業の中心地。古くから栄えた都市。

⑦ ナントの勅令が廃止された年。この時をさかいに、フランスには、建前上カトリック教徒しかいなかった。しかし迫害にもかかわらず、プロテスタンティズムは、ひそかに続いていた。アルザス地方は別で、ここにはナントの勅令の廃止は適用されなかった。

⑧ 一七八九年、県の設置が決定された。県は六ないし九の郡に分割され、各郡には、選挙による郡議会 (Conseil district) および郡総

代がおかれた。一六世紀末以来、フランスでこれはど行政上の地方分権が進んだことはなかった(ゴデシヨ・前掲書五七頁参照)。

⑨ Mauses Mendelssohn (1729-86) ドイツのユダヤ人哲学者。啓蒙思想の影響を受け、思想の自由、宗教的寛容などを主張した。

⑩ 一般的に Syndic とは、自治体、職能団体などの世話役兼代表者をいう。とくにユダヤ教徒の場合は、信仰共同体の対外的代表の任にあたるものをいう。

⑪ アルザスの南部地方。伯爵領で、一二世紀末にハプスブルグ家、一四六九年にブルゴーニュ公のシャルル豪胆公の所領となり、ついでオーストリア領となり、一六四八年以来、フランス領。

⑫ officier public は、現在では公証人を意味するが、当時においては、officier は、官職、office を保有する者一般を意味するのであり、その office が une fonction publique であることはいうをまたない。当時の裁判所に関係する officier としてあげられているのは、司法官をのぞけば、執行吏、裁判所書記、公証人、代訴士等である。この文脈からすれば、公証人よりも裁判所書記の方がより適合的であると考へ、このように訳した。オリビエ・マルタン・前掲書・六八八頁。

⑬ Clermont-Tonnerre (1747-92) 貴族出身、革命直前はナヴァール連隊の連隊長。教養ふかく、すぐれた演説家で、イギリス憲法の讚美者。王に独裁権を与えて、民衆運動を抑圧しなければならぬという立場を取った。八月一〇日の革命のときに民衆に虐殺された。桑原・前掲書六二五頁以下。

フランス革命における民事立法

⑭ Dupont, Adrien (1759-98)。三頭派の一人。パリ高等法院評定官バルナツ、ラメット兄弟と結んで三頭派を結成し、ブルジョアの改革を推進、フリュクチドル一八日のクーデタ(九七・九・四)で二度目の亡命後、一年たらずのうちに死亡。同上書六四〇頁。

⑮ 能動市民とは、二五才以上のフランス人で一年以上、一都市または一地区(Canton)に住し、三日の労賃に等しい直接税を納める者で、これのみが政治上の権利を享受しうる(野田・前掲書五五九頁参照)。

⑯ パリ自治市代表者会議(Assemblée des Représentants de la Commune de Paris) Sagnac は、それを(Assemblée de la commune de Paris)としたものと思われる。一七八九年七月一四日旧市制が崩壊し、翌九〇年七月に新市制が制定されるまでの約一年間、暫定的な市制がしかれた。市内は六〇の地区(District)に分けられ、地区総会が事実上の権力機関となった。市長、バイイの提案により、各地区が二名の代表を選出しパリ自治市代表者会議を設置した(一二〇人会議)。各地区総会は、これに新市制の草案作成権および行政権を付与したため、この会議は市長と競合する機関となった。その後、八月五日に各一名の代表者が追加され、一八〇人会議となり、さらに、九月一九日各地区から五名ずつを選出する第二次代表者会議(三〇〇人会議)となった。なお、新市制の下で、六〇の地区は四八のセクション(section)に再編成される(柴田・前掲書一七八頁以下参照)。

⑰ 全国三部会代議員の選出に先立ち、陳情書が作成された。代議員

選出にあたっては身分毎、地域毎の複雑な段階の選挙が行われたため、その段階毎に陳情書が作成された。ここで言う陳情書は、小教区に対応する選挙段階において作成されたものである。この陳情書は、次の段階の選挙に際して他の陳情書と調整され、最終的に、イイ管区段階から、全般的陳情書 (Cahier général) が、全国三部会に提出された。

- ⑩ 一八世紀末の喜劇役者、本名を Jean-François Breumont (1780?) といひ、若い時から役者として成功する。パステイユ陥落の際、攻撃の一番乗りの一人となり、その功により国民衛兵大尉に任命される。その後、革命に貢献したが、後に貧窮のうちに自殺した。

(代表 江藤价泰、瓜生洋一、荻原貞正、白石裕子、星野澄子)